明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕
○電気通信事業会計規則の一部を改正する省令（総務一〇七）　一
○日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同一〇八）　四

〔告　示〕
○登録住宅性能評価機関を登録した件（国土交通一一九一～一一九三）　四
○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（同一一九四～一二〇四）　五
○登録住宅性能評価機関の評価の業務を行う事務所の所在地を変更した件（同一二〇五）　八
○登録試験機関の試験員の氏名を変更した件（同一二〇六）　八

〔公　告〕
裁判所
破産、免責、再生関係　九
官庁
外国監査法人等に関する公示、押収物還付関係　一七
諸事項
特殊法人等
独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人国立環境研究所（平成二十年度財務諸表等）、弁理士登録関係　一七
地方公共団体
行旅死亡人関係　一七
会社その他
会社決算公告　一七

## 省令

### ○総務省令第百七号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十四条及び第三十条第五項の規定に基づき、電気通信事業会計規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月九日

総務大臣　原口　一博

電気通信事業会計規則の一部を改正する省令

電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十四条」に、「第十六条」を「第十五条」に、「第十七条―第十九条」を「第十六条―第十八条」に改める。

第五条中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六号の次に次の一号を加える。

七　資産除去債務明細表

第七条第二項中「支出の額」の下に「及び当該有形固定資産に係る資産除去債務（有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によつて生じる当該有形固定資産の除去に関する法律上の義務及びこれに準ずるものをいう。以下同じ。）の額に相当する額（資産除去債務を貸借対照表の負債の部に計上した場合に限る。）」を加える。

第八条中「支出の額」の下に「及び当該有形固定資産に係る資産除去債務の額に相当する額（資産除去債務を貸借対照表の負債の部に計上した場合に限る。）」を加える。

第九条第一項中「及び」を「、」に改め、「間接費」の下に「及び当該有形固定資産に係る資産除去債務の額に相当する額（資産除去債務を貸借対照表の負債の部に計上した場合に限る。）」を加える。

第十二条第三項中「費用」の下に「（貸借対照表に計上した資産除去債務に係る費用を除く。）」を加える。

第十三条を削る。

第十四条（見出しを含む。）中「棚卸資産」を「たな卸資産」に改め、同条第二項中「、後入先出法」を削り、同条を第十三条とする。

第十五条中「棚卸資産」を「たな卸資産」に改め、同条を第十四条とする。

第十六条第二項中「様式第13の表から様式第15の表まで」を「様式第14の表から様式第16の表まで」に改め、同条を第十五条とする。

第十七条を第十六条とし、第十八条を第十七条とし、第十九条を第十八条とする。

附則第二項及び第三項中「第五条第八号、第九号及び第十号」を「第五条第九号、第十号及び第十一号」に改める。

別表第一中「第16条関係」を「第15条関係」に改める。

別表第一固定資産の表土地の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| リース資産 | 事業者がファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途においてこれに違反するものでリース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。以下同じ。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下同じ。）におけるリース物件の借主である資産（有形固定資産に属するものに限る。） |

別表第一固定資産の表借地権の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| リース資産 | 事業者がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産（無形固定資産に属するものに限る。） |